

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令(令和五年政令第三百七十九号) (第一条関係)	1
○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号) (第二条関係)	18
○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号) (第三条関係)	46
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号) (第四条関係)	47
○行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号) (第五条関係)	48
○中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号) (第六条関係)	49
○財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五号) (第七条関係)	50
○国税審議会令(平成十二年政令第二百七十八号) (第八条関係)	52
○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号) (第八条関係)	55
○産業構造審議会令(平成十二年政令第二百九十二号) (第九条関係)	56

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量の算定方法）</p> <p>第一条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第一項の政令で定めるところにより算定される当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量は、次の各号に掲げる事業分野の区分に応じそれぞれ当該各号に定める量の合計量とする。</p> <p>一 法第三十二条第二項第四号イに定める事業分野 次のイ又はロに掲げる事業活動の区分に応じそれぞれイ又はロに定める量の合計量</p> <p>イ 法第三十二条第二項第四号ロに定める事業活動 当該事業活動に係る二酸化炭素の排出を伴う活動であつて、次の(1)から(4)までに掲げるものごとに、当該各年度における当該活動の規模を示す指標の数値（当該活動の区分に応じ、経済産業省令で定める単位で表した数値をいう。以下この号及び次号において同じ。）に、当該指標に応じ当該指標の数値を二酸化炭素の量に換算する係数として経済産業省令で定める係数を乗じて得た量を合算した量</p> <p>(1) 経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用</p> <p>(2) 経済産業省令で定める製品、原油等（法第二条第三項</p>	<p>（新設）</p>

に規定する原油等をいい、同項第二号に規定する石油製品を除く。以下この項において同じ。）及び蒸気の生産及び輸送

(3) 経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼

(4) 経済産業省令で定める原油等の試験、試験及び坑井又は坑道の点検

ロ イに掲げる事業活動以外の事業活動 当該事業活動に係る二酸化炭素の排出を伴う活動であつて、次の(1)から(4)までに掲げるものごとに、当該各年度における当該活動の規模を示す指標の数値に、当該指標に応じ当該指標の数値を二酸化炭素の量に換算する係数として経済産業省令で定める係数を乗じて得た量を合算した量

(1) 経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

(2) 経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

(3) 経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼

(4) 経済産業省令で定める原油等の試験、試験及び坑井又は坑道の点検

二 前号に掲げる事業分野以外の事業分野 当該事業分野に属する事業活動に係る二酸化炭素の排出を伴う活動であつて、次のイからニまでに掲げるものごとに、当該各年度における当該活動の規模を示す指標の数値に、当該指標に応じ当該指標の数値を二酸化炭素の量に換算する係数として経済産業省令で定める係数を乗じて得た量を合算した量

イ 経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の

実施に必要な物資の使用

ロ 経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

ハ 経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼

ニ 経済産業省令で定める原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

2 二以上の事業分野において事業活動を行う事業者の当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量は、各事業分野について前項の規定によって算定した量の合計量を、その事業者の当該年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量とする。

(経済産業大臣への届出を要する年度平均排出量)

第二条 法第三十三条第一項の政令で定める量は、十万吨とする。

(新設)

(排出目標量の設定方法)

第三条 法第三十三条第二項の政令で定める方法は、法第三十二条第一項に規定する実施指針（以下「実施指針」という。）で定める排出目標量の設定方法とする。

(新設)

(脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての量の調整の方法)

第四条 法第三十四条第二項の政令で定める方法は、同条第一項の規定により割当てを行う脱炭素成長型投資事業者排出枠（法第三十二条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者排出枠をいう。第六条及び第七条において同じ。）の量について、当該

(新設)

変更があつたと認められる事実に基づいて経済産業大臣が算定して調整するものとする。

(排出実績量の算定方法)

第五条 法第三十五条第二項の政令で定める方法は、実施指針で定める排出実績量の算定方法とする。

(新設)

(脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引を行うことが困難である場合等)

第六条 法第四十条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 平均売買取引価格（法百十六条第二項に規定する平均売買取引価格をいう。）が参考上限取引価格（法三十九条第一項に規定する参考上限取引価格をいう。次号において同じ。）を一年を超えない範囲で経済産業省令で定める期間以上の期間継続して上回る場合

二 法百十一条第一項第六号イに規定する排出枠取引市場において売渡しを希望する脱炭素成長型投資事業者排出枠（その価格が参考上限取引価格以下のものに限る。）の数量が著しく少ない場合

三 災害その他やむを得ない事由により脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引を行うことが困難となる場合

(法人等保有口座の記録事項)

第七条 法四十七条第二項第四号の政令で定める事項は、脱炭素成長型投資事業者排出枠についての処分の制限に関する事項

(新設)

とする。

(登録確認機関の登録の有効期間)

第八条 法第六十一条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(新設)

(手数料の額等)

第九条 法第七十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(新設)

一 法第三十三条第二項の規定による確認 次のイ、ロ又はハに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める額

イ 年度平均排出量(法第三十三条第一項に規定する年度平均排出量をいう。以下この号及び次号において同じ。)が十万吨以上百万トン未満である事業者 三百十万四千七百円

ロ 年度平均排出量が百万トン以上千万トン未満である事業者 四百八十一万三千六百円

ハ 年度平均排出量が千万トン以上である事業者 六百八十三万五千二百円

二 法第三十五条第二項の規定による確認 次のイ、ロ又はハに掲げる脱炭素成長型投資事業者(法第三十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。)の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める額

イ 年度平均排出量が十万吨以上百万トン未満である脱炭素成長型投資事業者 七百八十七万二千九百円

ロ 年度平均排出量が百万トン以上千万トン未満である脱炭素成長型投資事業者 千三十四万三千三百円

ハ 年度平均排出量が千万トン以上である脱炭素成長型投資事業者 千二百六万百円

2 法第七十五条第二項各号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 脱炭素成長型投資事業者以外の者であつて、法第四十八条第一項の法人等保有口座の開設の申請をする者 一万七千七百円

二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）以外の者であつて、法第五十条第二項の振替の申請をする者 三千百円

三 法第五十五条の書面の交付を請求する者 千四百五十円

3 前項各号で定める手数料は、法第一百三十一条第一項の業務方法書で定める方法により納付しなければならない。

（法第一百九条第二項ただし書の政令で定める場合）

第十条 法第一百九条第二項ただし書の政令で定める場合は、法第一百八条第一項に規定する対象事業活動支援に係る債務の保証をする額、出資の額又は引き受ける社債の額が、それぞれ二百億円以下である場合とする。

（法第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合）

第一条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合は、法第五十七条第一項に規定する対象事業活動支援に係る債務の保証をする額、出資の額又は引き受ける社債の額が、それぞれ二百億円以下である場合とする。

(法第百二十五条第四項の政令で定める事業年度)

第十一条 法第百二十五条第四項の政令で定める事業年度は、令和二十二年とす。

(積立金等の処分に係る承認の手続)

第十二条 機構は、中間事業年度（法第百二十五条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る同条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第四項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額が零を上回る場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を中間事業年度の翌事業年度以降において同条第一項に規定する各業務勘定に係る業務の財源に充てるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、同条第四項第三号の承認を受けなければならない。

一 法第百二十五条第四項第三号の承認を受けようとする金額

二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手続)

第十三条 機構は、法第百二十五条第四項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第十五条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、中間事業年度末の貸借対照表、中間事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に

(法第六十四条第四項の政令で定める事業年度)

第二条 法第六十四条第四項の政令で定める事業年度は、令和二十二年とす。

(積立金等の処分に係る承認の手続)

第三条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、中間事業年度（法第六十四条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る同条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第四項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額が零を上回る場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を中間事業年度の翌事業年度以降において同条第一項に規定する各業務勘定に係る業務の財源に充てるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、同条第四項第三号の承認を受けなければならない。

一 法第六十四条第四項第三号の承認を受けようとする金額

二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手続)

第四条 機構は、法第六十四条第四項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、中間事業年度末の貸借対照表、中間事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前

提出しなければならぬ。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第十四条 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十五条 国庫納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定に帰属させるものとする。

(削る)

条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第五条 (略)

(新設)

(国庫納付金の帰属する会計)

第六条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

- 一 法第六十三条第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定
- 二 法第六十三条第五号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定
- 三 法第六十三条第六号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定のうち経済産業大臣が財務大臣に協議して定める勘定

(借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債の発行の限度額)

(借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債の発行の限度額)

第十六条 法第二百二十六条第三項に規定する政令で定める額は、一兆八千億円とする。

(機構債の債券)

第十七条 法第二百二十六条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構債(以下「機構債」という。)を発行するときは、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。第二十条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。)の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。

2 (略)

第十八条 (略)

(募集機構債に関する事項の決定)

第十九条 機構は、その発行する機構債を引き受ける者の募集をするときは、その都度、あらかじめ、募集機構債(当該募集に応じて当該機構債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 六 (略)

七 各募集機構債の払込金額(各募集機構債と引換えに払い込む金銭の額をいう。第二十五条第二項第三号において同じ。)

八 十 (略)

第七条 法第六十五条第三項に規定する政令で定める額は、一兆八千億円とする。

(機構債の債券)

第八条 法第六十五条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構債(以下「機構債」という。)を発行するときは、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。第十一条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。)の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。

2 (略)

第九条 (略)

(募集機構債に関する事項の決定)

第十条 機構は、その発行する機構債を引き受ける者の募集をするときは、その都度、あらかじめ、募集機構債(当該募集に応じて当該機構債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 六 (略)

七 各募集機構債の払込金額(各募集機構債と引換えに払い込む金銭の額をいう。第十六条第二項第三号において同じ。)

八 十 (略)

(募集機構債の申込み)

第二十條 (略)

2 前条の募集に依じて募集機構債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を機構に交付しなければならない。

一・二 (略)

三 社債等振替法の規定の適用がある機構債(第二十二條第二項において「振替機構債」という。)の募集に依じようとする者については、自己のために開設された当該機構債の振替を行うための口座

3 3 6 (略)

(募集機構債の割当て)

第二十一條 (略)

2 機構は、第十九條第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集機構債の申込み及び割当てに関する特則)

第二十二條 (略)

2 前項の場合において、振替機構債を引き受ける地方公共団体又は振替機構債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第二十條第二項第三号に掲げる事項を機構に示さなければならない。

第二十三條 (略)

(募集機構債の申込み)

第十一條 (略)

2 前条の募集に依じて募集機構債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を機構に交付しなければならない。

一・二 (略)

三 社債等振替法の規定の適用がある機構債(第十三條第二項において「振替機構債」という。)の募集に依じようとする者については、自己のために開設された当該機構債の振替を行うための口座

3 3 6 (略)

(募集機構債の割当て)

第十二條 (略)

2 機構は、第十條第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集機構債の申込み及び割当てに関する特則)

第十三條 (略)

2 前項の場合において、振替機構債を引き受ける地方公共団体又は振替機構債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第十一條第二項第三号に掲げる事項を機構に示さなければならない。

第十四條 (略)

(機構債の債券の発行)

第二十四条 (略)

2 機構債の各債券には、第十九条第二号から第五号まで並びに第二十条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(脱炭素成長型経済構造移行推進機構債原簿)

第二十五条 (略)

2 脱炭素成長型経済構造移行推進機構債原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 第十九条第三号から第六号までに掲げる事項その他の機構債の内容を特定するものとして経済産業省令で定める事項(次号において「種類」という。)

二 四 (略)

五 第二十条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項六・七 (略)

第二十六条 第三十二条 (略)

(機構債の発行の認可)

第三十三条 機構は、法第百二十六条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(機構債の債券の発行)

第十五条 (略)

2 機構債の各債券には、第十条第二号から第五号まで並びに第十一条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(脱炭素成長型経済構造移行推進機構債原簿)

第十六条 (略)

2 脱炭素成長型経済構造移行推進機構債原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 第十条第三号から第六号までに掲げる事項その他の機構債の内容を特定するものとして経済産業省令で定める事項(次号において「種類」という。)

二 四 (略)

五 第十一条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項六・七 (略)

第十七条 第二十三条 (略)

(機構債の発行の認可)

第二十四条 機構は、法第六十五条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第十九条第一号から第五号まで及び第七号並びに第二十条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三 五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一 第二十条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二・三 (略)

(経済産業省令への委任)

第三十四条 第十七条から前条までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(報告の徴収)

第三十五条 法第三十五条第二項の規定により経済産業大臣がその事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一 二酸化炭素の排出量その他二酸化炭素の排出の状況

二 二酸化炭素を排出する設備及び輸送用機械器具の状況

三 当該事業活動に係る生産量及び生産能力並びに輸送量及び輸送能力に関する事項

2 法第三十五条第三項の規定により経済産業大臣が法第三十

三条第二項に規定する登録確認機関又はその業務に関して関係のある事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、同項及び法第三十五条第二項の規定による確認の業務又は経理の状況に関する事項とする。

一 (略)

二 第十条第一号から第五号まで及び第七号並びに第十一条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三 五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一 第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二・三 (略)

(経済産業省令への委任)

第二十五条 第八条から前条までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(新設)

附 則

(積立金等の処分に係る承認の手続)

第二条 機構は、売渡終了年度(法附則第六条の二第三項に規定する売渡終了年度をいう。以下同じ。)に係る法第二百二十五条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、法附則第六条の二第三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額が零を上回る場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を売渡終了年度の翌事業年度以降において法第二百二十四条第三号に係る業務の財源に充てるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、売渡終了年度の翌事業年度の六月三十日までに、法附則第六条の二第三項第三号の承認を受けなければならない。

一 法附則第六条の二第三項第三号の承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、売渡終了年度末の貸借対照表、売渡終了年度の損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続等)

第三条 機構は、法附則第六条の二第三項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)(の計算書に、売渡終了年度末の貸借対照表、売渡終了年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにし

附 則

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百九十四 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第九条の四に次の一号を加える。

百四十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

(自衛隊法施行令の一部改正)

第三条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

た書類を添付して、売渡終了年度の翌事業年度の六月三十日まで、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3 国庫納付金は、売渡終了年度の翌事業年度の七月三十一日までに納付しなければならない。

4 国庫納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定に帰属させるものとする。

(削る)

(削る)

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二七七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十六 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十三 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百九 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第六条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表全国市町村職員共済組合連合会の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
------------------	---	-----------------------------

(行政手続法施行令の一部改正)

第七条 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「全国社会保険労務士会連合会」の下に、「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を加える。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令等の一部改正)

第八条 次に掲げる政令の規定中「大学共同利用機関法人」の下に、「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を加える。

一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第一条

二 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)第一条

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第九条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十八 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

(削る)

(行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十条 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十八 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

(削る)

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第十一条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型 経済構造移行 推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の 推進に関する法律（令和五年法律第三十 二号）
--------------------------	---

(国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令

(削る)

の整備及び経過措置に関する政令の一部改正)

第十二条 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和五年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十五」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十二」に改める。

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定省資源業種）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第八項の政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる原材料等及び同表の第二欄に掲げる副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（特定再利用業種）</p> <p>第二条 <u>法第二条第九項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（指定省資源化製品）</p> <p>第三条 <u>法第二条第十項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（指定脱炭素化再生資源利用促進製品等）</p> <p>第四条 <u>法第二条第十一項の政令で定める再生資源は、使用済物品等又は副産物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の</u> 一部として利用することができる状態にしたプラスチックとす</p>	<p>（特定省資源業種）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第七項の政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる原材料等及び同表の第二欄に掲げる副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（特定再利用業種）</p> <p>第二条 <u>法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（指定省資源化製品）</p> <p>第三条 <u>法第二条第九項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（新設）</p>

- る。
- 2 法第二条第十一項の政令で定める製品は、次に掲げるものとする。
- 一 プラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の容器（容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。）及び包装であつて、当該容器及び包装に入れられ、若しくは当該容器及び包装で包まれた商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいい、主務省令で定めるものを除く。）
- 二 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいい、次に掲げるものを除く。）
- イ 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）
- ロ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
- ハ 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- ニ 農業機械又は林業機械に該当する自動車
- ホ 走行装置としてカタピラ及びそりを有する自動車
- ヘ 競走用自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）
- ト 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第五百五十七条に規定する自動車
- チ 特殊の用途に使用する自動車として経済産業省令で定め

るもの

リ 自動車製造業者等（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等（同条第十五項に規定する製造等をいう。）をした自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）

三 ユニット形エアコンデyshoナ（パッケージ用のものを除く。）

四 テレビ受像機

五 電気冷蔵庫

六 電気洗濯機

（指定再利用促進製品）

第五条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第四の上欄に掲げるとおりとする。

（指定表示製品）

第六条 法第二条第十三項の政令で定める製品は、別表第五の上欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化製品）

第七条 法第二条第十四項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物）

（指定再利用促進製品）

第四条 法第二条第十項の政令で定める製品は、別表第四の上欄に掲げるとおりとする。

（指定表示製品）

第五条 法第二条第十一項の政令で定める製品は、別表第五の上欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化製品）

第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物）

第八条 法第二条第十五項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第七の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

第九条～第十五条 (略)

(指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の計画の作成に係る生産量又は販売量の要件)

第十六条 法第二十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品ごとにその事業年度における生産量(その事業の用に供するために発注して製造したものの生産量を含む。以下この条及び次条において同じ。)  
又は販売量(指定脱炭素化再生資源利用促進事業者が自ら輸入したものの販売量に限る。以下この条及び次条において同じ。)  
がそれぞれ当該各号に定める生産量又は販売量以上であることとする。

- 一 プラスチック製容器包装 一万トン
- 二 自動車 一万台
- 三 ユニット形エアコンディショナ 五万台
- 四 テレビ受像機 五万台
- 五 電気冷蔵庫 五万台
- 六 電気洗濯機 五万台

(指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対する勧告に係る生産量又は販売量の要件)

第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める要件は、次の各号

第七条 法第二条第十三項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第七の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

第八条～第十四条 (略)

(新設)

(新設)

に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品ごとにその事業年度における生産量又は販売量がそれぞれ当該各号に定める生産量又は販売量以上であることとする。

- 一 プラスチック製容器包装 一万トン
- 二 自動車 一万台
- 三 ユニット形エアコンディショナ 五万台
- 四 テレビ受像機 五万台
- 五 電気冷蔵庫 五万台
- 六 電気洗濯機 五万台

(指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十八条 法第二十五条第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る指定脱炭素化再生資源利用促進事業者ごとにそれぞれ当該各号に定める審議会等とする。

- 一 プラスチック製容器包装 プラスチック製容器包装を製造する事業者については産業構造審議会、プラスチック製容器包装の製造をその事業の用に供するために発注する事業者及びプラスチック製容器包装に入れられ、又はプラスチック製容器包装で包まれた商品の販売(指定脱炭素化再生資源利用促進事業者が自ら輸入したものの販売に限る。第三十七条において同じ。)の事業を行う事業者については、次のイからニまでに掲げる事業ごとにそれぞれ当該イからニまでに定める審議会
- イ たばこ事業又は塩事業 財政制度等審議会

(新設)

ロ 酒類業 国税審議会

ハ 食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業又は飲食料品小売業 食料・農業・農村政策審議会

ニ イからハまでに掲げる事業以外の事業 産業構造審議会

自動車 産業構造審議会

三 ユニット形エアコンデিশヨナ 産業構造審議会

四 テレビ受像機 産業構造審議会

五 電気冷蔵庫 産業構造審議会

六 電気洗濯機 産業構造審議会

(指定再利用促進事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(指定再利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十条 法第二十八条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品に係る指定再利用促進事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定調査機関の指定の有効期間)

第二十一条 法第三十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(指定再利用促進事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第十五条 法第二十三条第一項の政令で定める要件は、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(指定再利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十六条 法第二十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品に係る指定再利用促進事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)

(設計認定等の申請に係る手数料の額)

第二十二條 法第四十八條第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 主務大臣が設計調査の全部を自ら行う場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 設計認定を受けようとする者 一万七千二百円(電子申請(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。ロにおいて同じ。))による場合にあっては、一万五千六百円)

ロ 法第三十一条第一項の変更の認定を受けようとする者 一万千四百円(電子申請による場合にあっては、九千九百円)

二 主務大臣が指定調査機関に設計調査の一部を行わせることとした場合 別に政令で定める額

(指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の認可)

第二十三條 法第四十八條第二項の規定による認可を受けようとする指定調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び設計調査の業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときで

(新設)

(新設)

なければ、前項の認可をしてはならない。

- 一 手数料の額が当該設計調査の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(勧告の対象から除かれる指定表示事業者)

第二十四条 法第五十二条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

2 法第五十二条第一項の政令で定める収入金額は、当該法人又は個人がその事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間)に行う全ての事業の収入金額の総額とする。

3 法第五十二条第一項の政令で定める要件は、収入金額が二億四千万円(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、七千万円)以下であることとする。

(指定表示事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十五条 法第五十二条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第五の上欄に掲げる指定表示製品に係る同表の中欄に掲げる指定表示事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化製品を部品として使用する製品)

第二十六条 法第五十三条第一項の政令で定める製品は、別表第

(勧告の対象から除かれる指定表示事業者)

第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

2 法第二十五条第一項の政令で定める収入金額は、当該法人又は個人がその事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間)に行うすべての事業の収入金額の総額とする。

3 法第二十五条第一項の政令で定める要件は、収入金額が二億四千万円(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行う者にあつては、七千万円)以下であることとする。

(指定表示事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十八条 法第二十五条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第五の上欄に掲げる指定表示製品に係る同表の中欄に掲げる指定表示事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化製品を部品として使用する製品)

第十九条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、別表第八

八の上欄に掲げるとおりとする。

(自主回収・再資源化事業計画の認定の申請者の使用人)

第二十七条 法第五十四条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、自主回収・再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第二十八条 法第五十四条第三項第三号ホ及びへへの政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

(認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準)

第二十九条 法第五十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 あらかじめ、使用済指定再資源化製品(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物であるもの)に限る。次号イからハまでにおいて同じ。)を排出する事業者に対して、当該事業者に係る法第五十七条第二項に規定する行為を委託しようとする者の氏名又は名称(法人にあつては、その代表者の氏

の上欄に掲げるとおりとする。

(新設)

(新設)

(新設)

名を含む。)及びその者が認定自主回収・再資源化事業計画に記載されていることを示して、当該委託について当該事業者の書面(環境省令で定める事項が記載されたものに限る。)による承諾を受けていること。

二 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ 委託に係る使用済指定再資源化製品の数量

ロ 使用済指定再資源化製品の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ 使用済指定再資源化製品の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ その他環境省令で定める事項

三 前号に規定する委託契約書とその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

(指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第三十条 法第五十九条第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は販売台数(指定再資源化事業者が自ら輸入したもの)の販売台数に限る。以下この条及び別表第六において同じ。)がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

(指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第二十条 法第三十三条第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は自ら輸入したものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

(指定再資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第三十一条 法第五十九条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に係る供給量又は施工金額の要件)

第三十二条 法第六十二条第一項の政令で定める要件は、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第三十三条 法第六十二条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物に係る指定副産物事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(報告及び立入検査)

第三十四条 主務大臣は、法第六十三条第一項の規定により、特定省資源事業者に対し、当該特定省資源業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一(三) (略)

2 主務大臣は、法第六十三条第一項の規定により、その職員に、特定省資源事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入

(指定再資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十一条 法第三十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に係る供給量又は施工金額の要件)

第二十二条 法第三十六条第一項の政令で定める要件は、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(指定副産物事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十三条 法第三十六条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物に係る指定副産物事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(報告及び立入検査)

第二十四条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定省資源事業者に対し、当該特定省資源業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一(三) (略)

2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定省資源事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入

り、副産物の発生の抑制に関する設備、副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備及び製品の製造のための設備並びにこれらの関連施設、その使用に係る原材料等及び当該原材料等の使用に係る副産物並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

第三十五条 主務大臣は、法第六十三条第一項の規定により、特定再利用事業者に対し、当該特定再利用業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第六十三条第一項の規定により、その職員に、特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源又は再生部品の利用に関する設備及び製品の製造のための設備又は建設工事の施工のための設備並びにこれらの関連施設、その利用に係る再生資源又は再生部品並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

第三十六条 主務大臣は、法第六十三条第二項の規定により、指定省資源化事業者に対し、その製造又は販売（指定省資源化事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条及び第四十条第一項第一号において同じ。）に係る指定省資源化製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第六十三条第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち

り、副産物の発生の抑制に関する設備、副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備及び製品の製造のための設備並びにこれらの関連施設、その使用に係る原材料等及び当該原材料等の使用に係る副産物並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定再利用事業者に対し、当該特定再利用業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源又は再生部品の利用に関する設備及び製品の製造のための設備又は建設工事の施工のための設備並びにこれらの関連施設、その利用に係る再生資源又は再生部品並びに係る帳簿書類を検査させることができる。

第二十六条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定省資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る指定省資源化製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち

入り、その製造に係る指定省資源化製品、当該指定省資源化製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定省資源化製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第三十七条 主務大臣は、法第六十三条第二項の規定により、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対し、その製造又は販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類及び数量その他当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用の促進のための構造の改善その他脱炭素化再生資源の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第六十三条第二項の規定により、その職員に、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品、当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第三十八条 主務大臣は、法第六十三条第二項の規定により、指定再利用促進事業者に対し、その製造又は販売（指定再利用促進事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条及び第四十二条第一項第六号において同じ。）に係る指定再利用促進

入り、その製造に係る指定省資源化製品、当該指定省資源化製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定省資源化製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

（新設）

第二十七条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定再利用促進事業者に対し、その製造又は販売に係る指定再利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第六十三條第二項の規定により、その職員に、指定再利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定再利用促進製品、当該指定再利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定再利用促進製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第三十九條 主務大臣は、法第六十三條第二項の規定により、指

定表示事業者に対し、その製造又は販売（指定表示事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条並びに第四十二條第一項第九号、第十一号、第十三号及び第十五号から第十八号までにおいて同じ。）に係る指定表示製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第六十三條第二項の規定により、その職員に、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定表示製品、当該指定表示製品の製造のための設備及び当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設、その販売に係る指定表示製品、当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第四十條 主務大臣は、法第六十三條第六項の規定により、指定

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第三十七條第二項の規定により、その職員に、指定再利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定再利用促進製品、当該指定再利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定再利用促進製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十八條 主務大臣は、法第三十七條第二項の規定により、指

定表示事業者に対し、その製造又は販売に係る指定表示製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 主務大臣は、法第三十七條第二項の規定により、その職員に、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定表示製品、当該指定表示製品の製造のための設備及び当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設、その販売に係る指定表示製品、当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十九條 主務大臣は、法第三十七條第四項の規定により、指

再資源化事業者に対し、その製造又は販売（指定再資源化事業者が自ら輸入したものの販売に限る。以下この条及び第四十二条第三項において同じ。）に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〇五（略）

2 主務大臣は、法第六十三条第六項の規定により、その職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品、当該使用済指定再資源化製品の自主回収のための設備及び再資源化のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を調査させることができる。

第四十一条 主務大臣は、法第六十三条第七項の規定により、指定副産物事業者に対し、当該指定副産物に係る業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〇三（略）

2 主務大臣は、法第六十三条第七項の規定により、その職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、その供給又は施工に係る指定副産物、当該指定副産物の発生に係る設備及び当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を調査させることができる。

（主務大臣）

第四十二条 法第六十五条第一項第四号に定める事項についての

定再資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〇五（略）

2 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、その職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品、当該使用済指定再資源化製品の自主回収のための設備及び再資源化のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を調査させることができる。

第三十条 主務大臣は、法第三十七条第五項の規定により、指定副産物事業者に対し、当該指定副産物に係る業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一〇三（略）

2 主務大臣は、法第三十七条第五項の規定により、その職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、その供給又は施工に係る指定副産物、当該指定副産物の発生に係る設備及び当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を調査させることができる。

（主務大臣）

第三十一条 法第三十九条第一項第四号に定める事項についての

主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業、同表の二、三及び六から十までの項の上欄に掲げる指定省資源化製品の販売の事業並びに同表の三、六及び八から十四までの項の上欄に掲げる指定省資源化製品の修理及び賃貸の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 (略)

三 第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

四 第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業及び当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に入れられ、又は当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品で包まれた商品の販売（製造発注事業者が自ら輸入したものの販売に限る。次号において同じ。）の事業に係るものについては、次のイからニまでに掲げる事業ごとにそれぞれ当該イからニまでに定める主務大臣

イ たばこ事業、塩事業又は酒類業 財務大臣

ロ 医薬品小売業 厚生労働大臣

ハ 農業、林業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、飲食店又は持ち帰り・配達飲食サービス業 農林水産大臣

ニ イからハまでに掲げる事業以外の事業 経済産業大臣

五 第四条第二項第二号から第六号までに掲げる指定脱炭素化

主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業並びに同表の二、三及び六から十までの項の上欄に掲げる指定省資源化製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 再生資源利用促進製品の製造の事業、製造発注事業者が行う事業及び販売の事業に係るものについては、経済産業大臣
- 六 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業、同表の十、二十、二十三、二十四及び二十七から三十までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の販売の事業並びに同表の二十、二十三、二十四、二十八から三十まで及び三十八から四十一までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の修理及び賃貸の事業に係るものについては、経済産業大臣
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造及び販売の事業に係るものについては、経済産業大臣
- 十 (略)
- 十一 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品の販売の事業に係るものについては、農林水産大臣
- 十二 (略)
- 十三 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品の販売の事業に係るものについては、財務大臣
- 十四 (略)
- 十五 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表

- 三 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業並びに同表の十、二十、二十三、二十四及び二十七から三十までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び当該指定表示製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣
- 七 (略)
- 八 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣
- 九 (略)
- 十 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣
- 十一 (略)
- 十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業（同項の中欄第二号及び第

示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品の販売の事業に係るものについては、財務大臣

十六 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第四号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品の販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣

十七 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第五号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品の販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

十八 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第六号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品の販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

2 | 法第六十五条第一項第五号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十三 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第四号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣

十四 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第五号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

十五 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造発注事業者が行う事業（同項の中欄第六号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れられ、又は当該指定表示製品で包まれた商品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣  
(新設)

二 第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

三 第四条第二項第一号に掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造発注事業者が行う事業に係るものについては、次のイからニまでに掲げる事業ごとにそれぞれ当該イからニまでに定める主務大臣

イ 前項第四号イに掲げる事業 経済産業大臣、環境大臣及び財務大臣

ロ 前項第四号ロに掲げる事業 経済産業大臣、環境大臣及び厚生労働大臣

ハ 前項第四号ハに掲げる事業 経済産業大臣、環境大臣及び農林水産大臣

ニ 前項第四号ニに掲げる事業 経済産業大臣及び環境大臣

四 第四条第二項第二号から第六号までに掲げる指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

五 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣

六 別表第四の三十五から三十七まで、四十八及び四十九の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造及び設計の事業に係るものについては、経済産業大臣、環境大臣及び厚生労働大臣

3 法第六十五条第一項第六号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

2 法第三十九条第一項第五号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 別表第六の一から四までの項の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造及び販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣
- 二 別表第六の五の項の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造及び販売の事業に係るものについては、財務大臣、経済産業大臣及び環境大臣
- 三 別表第八の一から二十三まで及び二十九の項の上欄に掲げる製品の製造及び販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣
- 四 別表第八の二十四から二十八までの項の上欄に掲げる製品の製造及び販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣
- 4 | 法第六十五条第一項第七号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。
- 一・二 (略)
- 5 | 法第六十五条第一項第四号から第七号までに定める事項についての主務省令は、それぞれ前各項に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 6 | 法第三十条第三項、第三十四条、第三十八条第二項、第四十条第二項及び第四十五条における主務省令は、それぞれ第二項に規定する主務大臣の発する命令とし、法第五十四条第二項第十号並びに第三項第一号及び第二号における主務省令は、それぞれ第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 一 別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造の事業及び当該指定再資源化製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣
- (新設)
- 二 別表第八の一から二十三まで及び二十九の項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣
- 三 別表第八の二十四から二十八までの項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣
- 3 | 法第三十九条第一項第六号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。
- 一・二 (略)
- 4 | 法第三十九条第一項第四号から第六号までに定める事項についての主務省令は、それぞれ前三項に規定する主務大臣の発する命令とする。
- (新設)

(権限の委任)

第四十三条 法第十六条、第十七条、第六十一条、第六十二条並びに第六十三条第一項及び第七項の規定による国土交通大臣の権限は、特定再利用事業者又は指定副産物事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任するものとする。

2 法第二十三条第一項、第二十四条及び第六十三条第二項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者又は指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国稅事務所長）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第六十三条第二項の規定による厚生労働大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第二十三条第一項、第二十四条及び第六十三条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者又は指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第二十三条第一項、第二十四条及び第六十三条第二項の規

(権限の委任)

第三十二条 法第十六条、第十七条、第三十五条、第三十六条並びに第三十七条第一項及び第五項の規定による国土交通大臣の権限は、特定再利用事業者又は指定副産物事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任するものとする。

2 法第三十七条第二項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国稅事務所長）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第三十七条第二項の規定による厚生労働大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第三十七条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 法第三十七条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、指

定による経済産業大臣の権限は、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者又は指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

別表第一（第一条、第九条―第十一条関係）  
（略）

別表第二（第二条、第十二条、第十三条関係）  
（略）

別表第三（第三条、第十四条、第十五条、第四十二条関係）

一 （略）	（略）	（略）
二 パソコン ルコンピュ ータ（その 表示装置で あってブラ ウン管式又 は液晶式の ものを含む 。以下同 じ。）	その事業年度における生産 台数又は販売台数（指定省 資源化事業者が自ら輸入し たものの販売台数に限る。 以下この表において同じ。 ）が一万台以上であること	産業構造審議 会
三十九 （略）	（略）	（略）

定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

別表第一（第一条、第八条―第十条関係）  
（略）

別表第二（第二条、第十一条、第十二条関係）  
（略）

別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）

一 （略）	（略）	（略）
二 パソコン ルコンピュ ータ（その 表示装置で あってブラ ウン管式又 は液晶式の ものを含む 。以下同 じ。）	その事業年度における生産 台数又は販売台数（自ら輸 入したものの販売台数に限 る。以下同じ。）が一万台 以上であること。	産業構造審議 会
三十九 （略）	（略）	（略）

別表第四（第五条、第十九条、第二十条、第四十二条関係）

一〇九（略）	その事業年度における生産台数又は販売台数（指定再利用促進事業者が自ら輸入したもの）の販売台数に限る。以下この表において同じ。）が一万台以上であること。	産業構造審議会
十パーソンナルコンピュータ		
十〇五十（略）		（略）

別表第五（第六条、第二十五条、第四十二条関係）

一（略）	一（略）	（略）
二 鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であつて、飲料（酒類を除く。以下単に「飲料」という。）が充填されたもの	二 缶に飲料を充填する事業者及び飲料が充填された缶であつて自ら輸入したものを販売する事業者	（略） 食料・農業・農村政策審議会
三 缶であつて、酒類	（略）	（略）

別表第四（第四条、第十五条、第十六条、第三十一条関係）

一〇九（略）	その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。	産業構造審議会
十パーソンナルコンピュータ		
十〇五十（略）		（略）

別表第五（第五条、第十八条、第三十一条関係）

一（略）	一（略）	（略）
二 鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であつて、飲料（酒類を除く。以下単に「飲料」という。）が充てんされたもの	二 缶に飲料を充てんする事業者及び飲料が充てんされた缶であつて自ら輸入したものを販売する事業者	（略） 食料・農業・農村政策審議会
三 缶であつて、酒類	（略）	（略）

<p>が充填されたもの</p>	<p>四 ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下「ポリエチレンテレフタレート製容器」という。）であつて、飲料又は特定調味料（しょうゆ、食酢その他の主務省令で定める調味料をいう。以下この項及び六の項において同じ。）が充填されたもの</p>	<p>五 ポリエチレンテレフタレート製容器であつて、酒類が充填されたもの</p>
<p>二 缶に酒類を充填する事業者及び酒類が充填された缶であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 ポリエチレンテレフタレート製容器に飲料又は特定調味料を充填する事業者及び飲料又は特定調味料が充填されたポリエチレンテレフタレート製容器であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 ポリエチレンテレフタレート製容器に酒類を充填する事業者及び酒類が充填されたポリエチレンテレフタレート</p>
<p>国税審議会</p>	<p>(略)</p> <p>食料・農業・農村政策審議会</p>	<p>(略)</p> <p>国税審議会</p>

<p>が充てんされたもの</p>	<p>四 ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下「ポリエチレンテレフタレート製容器」という。）であつて、飲料又は特定調味料（しょうゆ、食酢その他の主務省令で定める調味料をいう。以下この項及び六の項において同じ。）が充てんされたもの</p>	<p>五 ポリエチレンテレフタレート製容器であつて、酒類が充てんされたもの</p>
<p>二 缶に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされた缶であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 ポリエチレンテレフタレート製容器に飲料又は特定調味料を充てんする事業者及び飲料又は特定調味料が充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 ポリエチレンテレフタレート製容器に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされたポリエチレンテレフタ</p>
<p>国税審議会</p>	<p>(略)</p> <p>食料・農業・農村政策審議会</p>	<p>(略)</p> <p>国税審議会</p>

	<p>六 特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料又は酒類を充填するためのポリエチレンテレフタレート製容器その他主務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）</p>
<p>ト製容器であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 その事業（たばこ事業又は塩事業に限る。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>
<p>(略)</p>	<p>財政制度等審議会</p> <p>三 その事業（酒類業に限る。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p> <p>国税審議会</p>

	<p>六 特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器その他主務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）</p>
<p>レート製容器であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 その事業（たばこ事業又は塩事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>
<p>(略)</p>	<p>財政制度等審議会</p> <p>三 その事業（酒類業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p> <p>国税審議会</p>

<p>六 その事業（経済産業大臣の所管に属する事業）</p>	<p>五 その事業（農林水産大臣の所管に属する事業に限る。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>四 その事業（厚生労働大臣の所管に属する事業に限る。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>
<p>産業構造審議</p>	<p>食料・農業・農村政策審議会</p>	<p>薬事審議会</p>

<p>六 その事業（経済産業大臣の所管に属する事業）</p>	<p>五 その事業（農林水産大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>	<p>四 その事業（厚生労働大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であつて自ら輸入したものを販売する事業者</p>
<p>産業構造審議</p>	<p>食料・農業・農村政策審議会</p>	<p>薬事審議会</p>

別表第六（第七条、第三十条、第三十一条、第四十二条関係）

一・二（略）	（略）	（略）
三 電源装置 （リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。）	その事業年度における生産台数又は販売台数が一千台以上であること。	産業構造審議会 中央環境審議会
四 携帯電話用装置	その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。	産業構造審議会及び中央環境審議会
五 加熱式たばこ	その事業年度における生産台数	財政制度等審議会

七（略）	業に限る。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	（略）
------	---	-----

別表第六（第六条、第二十条、第二十一条、第三十一条関係）

一・二（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

七（略）	業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	（略）
------	---	-----

ばこデバイ ス	数又は販売台数が三十万台以 上であること。	審議会、産 業構造審議 会及び中央 環境審議会
別表第七（第八条、第三十二条、第三十三条、第四十二条関係） （略） 別表第八（第二十六条、第三十条、第三十一条、第四十条、第四 十二条関係） （略）		
別表第七（第七条、第二十二條、第二十三條、第三十一條關係） （略） 別表第八（第十九條、第二十一條、第二十九條、第三十一條關係） （略）		

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（第三条関係）※現行の規定は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百九十二号）の施行（令和八年四月一日施行）後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央建設業審議会の所掌事務）            第四十八条 中央建設業審議会は、法によりその権限に属させられた事項のほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第六十二条第三項、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（中央建設業審議会の所掌事務）            第四十八条 中央建設業審議会は、法によりその権限に属させられた事項のほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 第六条の十二第一号、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）第二十九条第一号、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）第四条第一号又はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十四条第一号若しくは第二十条第一号の規定による承諾をしたときは、これらの号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。</p>	<p>（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 第六条の十二第一号、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）第四条第一号又はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十四条第一号若しくは第二十条第一号の規定による承諾をしたときは、これらの号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。</p>

改正案	現行
<p>（事件記録） 第十五条（略）</p> <p>2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。</p> <p>一〜三十七（略）</p> <p>三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第六十四条第一項</u></p> <p>三十九〜四十一（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（事件記録） 第十五条（略）</p> <p>2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。</p> <p>一〜三十七（略）</p> <p>三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第三十八条第一項</u></p> <p>三十九〜四十一（略）</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基 本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学 物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律 第百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法 律（平成三年法律第四十八号）第五十九条第三項、特定化学物 質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律（平成十一年法律第八十六号）第十八条及びプラスチックに 係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号） 第四十六条第五項並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関 する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第二項 の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基 本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学 物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律 第百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法 律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項、特定化学物 質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律（平成十一年法律第八十六号）第十八条及びプラスチックに 係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号） 第四十六条第五項並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関 する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第一条第二項 の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>

○財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（第七条関係）※現行の規定は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百九十二号）の施行（令和八年四月一日施行）後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

（所掌事務）

第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、第五十二条第三項及び第五十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

四・五 （略）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
たばこ事業等 分科会	一〜三 （略） 四 資源の有効な利用の促進に関する法律

現行

（所掌事務）

第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

四・五 （略）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
たばこ事業等 分科会	一〜三 （略） 四 資源の有効な利用の促進に関する法律

2 5 7	(略)	
2 5 7	(略)	<p>第二十五条第三項、第五十二条第三項及び第五十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>五・六 (略)</p>

2 5 7	(略)	
2 5 7	(略)	<p>第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>五・六 (略)</p>

○国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）（第八条関係）※現行の規定は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百九十二号）の施行（令和八年四月一日施行）後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正案

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項及び第五十二条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)

現行

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)

酒類分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七條第五項、第二十九條第五項、第四十一條第五項、第一百六條第四項及び第二百十條第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五條第三項及び第五十二條第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七條の七第三項並びに物資の流通の効</p>
2 2 7 (略)	<p>第八條 (議事)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七條第五項、第二十九條第五項、第四十一條第五項、第一百六條第四項及び第二百十條第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五條第三項及び第五十二條第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七條の七第三項並びに物資の流通の効</p>

酒類分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七條第五項、第二十九條第五項、第四十一條第五項、第一百六條第四項及び第二百十條第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五條第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七條の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四</p>
2 2 7 (略)	<p>第八條 (議事)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七條第五項、第二十九條第五項、第四十一條第五項、第一百六條第四項及び第二百十條第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五條第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七條の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四</p>

5  
(略)

率化に関する法律第四十九条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5  
(略)

十九条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（第八条関係）※現行の規定は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百九十二号）の施行（令和八年四月一日施行）後の条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第五十三条に規定するものほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項及び第五十二条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律百十二号）第七条の七第三項、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項及び第六十八条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第五十三条に規定するものほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律百十二号）第七条の七第三項、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項及び第六十八条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

○産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

2 6 （略）		<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
		<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>イノベーション・環境分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の規定及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第三百三十二条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>七（略）</p>	<p>名称</p> <p>（略）</p> <p>イノベーション・環境分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第三百三十二条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>七（略）</p>